



OKAYA

岡谷ロータリークラブ

- 会長/矢島 實
- 副会長/矢島 進・井上保子
- 幹事/矢崎宏明
- 会報・雑誌・広報委員長/笠原祥一

■ 事務所/岡谷市中央町 1-4-12 ホテル岡谷 3F

Tel/0266-22-6939・Fax/0266-23-6939・URL:<http://okayarc.org>・E-mail:okayarc@amber.plala.or.jp

■ 例会/毎週火曜日 PM12:30 ホテル岡谷

第 2525 回例会 2011 年 (平成 23 年) 6 月 14 日 (火)

点 鐘 : 矢島 實 斉 唱 : 手に手つないで

司 会 : 原 史郎 唱 和 : 四つのテスト

ラッキーNo. : No. 5 井上保子

会長挨拶

本日のお客様は岡谷郵便局長 上野真二様、課長 百瀬晃一様、(株)かんぼ生命松本支店長 齋藤肇様、課長 北原竹文様です。後ほど卓話をお願いします。

本日は、大変うれしいご報告が会員の皆様にご報告できることを感謝申し上げます。今期3人目の新入会員、瀬戸会計事務所の瀬戸雅三先生をご紹介申し上げます。くわしくは後ほどスポンサーである林裕彦会員からご紹介をお願いします。

私自身瀬戸先生のお父様には大変お世話になり、いまだに良いおつきあいをさせて頂いております。何年も前から入会をお願いしていましたが、お忙しいということではなかなかその機会がなく残念でしたが、やっとここに入会がかない大変うれしく思います。時間の許す限り例会に出席願ひまして、会員の皆様と末永くよき関係が続きますようご祈念申し上げ、会長のあいさつに代えさせていただきます。

新会員あいさつ



瀬戸雅三 会員(せと まさみ) 46歳

税理士法人 瀬戸会計事務所 所長

職業分類:89 ビジネスサービス及び自由業 細分類:税理士

この雰囲気にならなれている状態ではありますが、何分右も左分からない私の様な若輩者が入会して良いものかどうか、今も不安に思っておりますが、精一杯頑張らせていただきます。よろしくお祈りいたします。

幹事報告

- ・ 事業報告書の提出は今日が〆切となります。よろしくお祈りいたします。
- ・ 委員会等の立替があれば次週例会までに事務局まで領収証を出して下さい。
- ・ 先週ご報告しました支援金は次週の例会につつじが丘学園園長先生にお出で頂きお渡します。また、栄村義援金は案内状を郵便で、義援金を振込で8日に送金させていただきました。

委員会報告

次期幹事 クラブ計画書の作成に伴い、連絡先、役職等々の内容に変更がある場合は申し出て下さい。

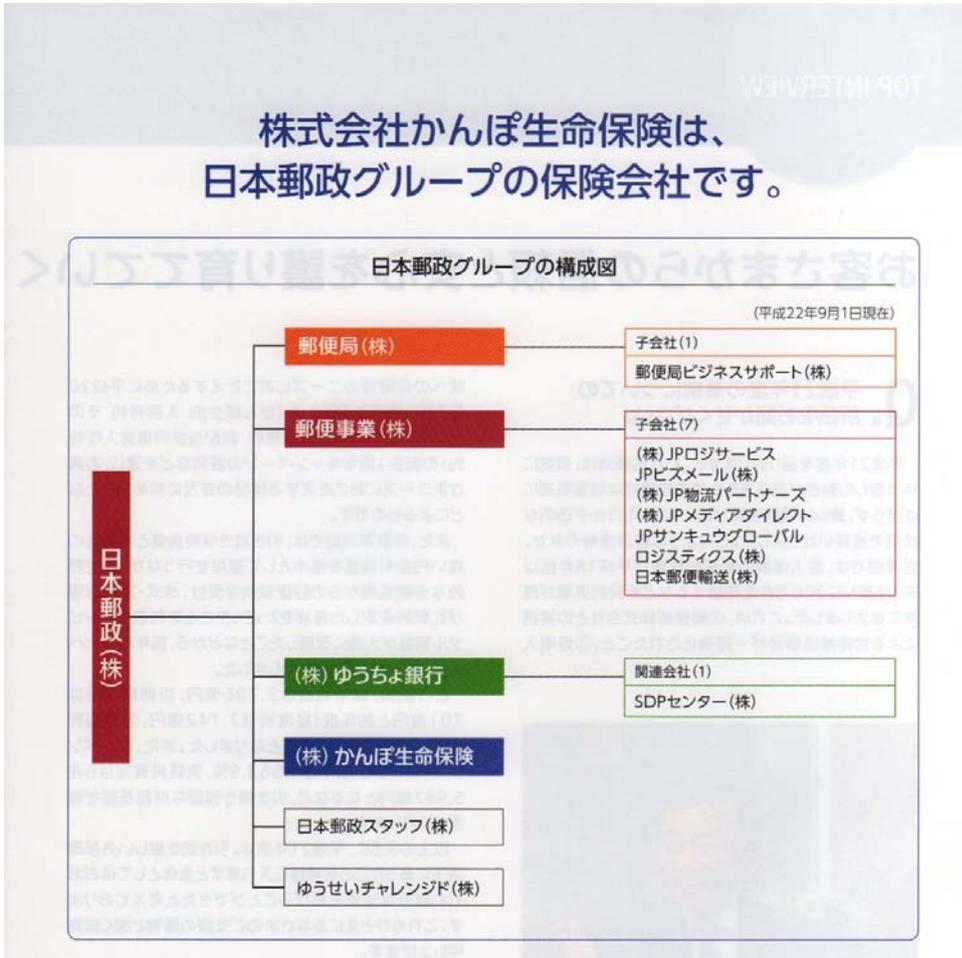
卓話「岡谷郵便局の現状」



岡谷郵便局 局長長 上野真二様
課長 百瀬晃一様

歴史のある例会にお招きいただきまして、また、貴重な時間を頂きました事をお礼申し上げます。ありがとうございました。

日本郵政グループの郵便局(株)となりました。地域の中で信頼を頂いて、地域の一員として皆様に利用頂けるような郵便局を目指していきたくと思います。まだまだ、地域の皆様からお叱り頂く部分も多々ありますが、お叱り頂けるのは期待されていると受け止めさせて頂き、もっともっと頑張っていきたいと思いますので、今後ともご支援いただきたいと思います。よろしくお願ひします。





卓話「かんぽ生命」

(株)かんぽ生命松本支店
支店長 齋藤 肇様
課長 北原竹文様

本日は、かんぽ生命の事業所向けの福利厚生プランをご紹介します。
よろしくお願いいたします。

かんぽ生命保険の養老保険を活用した福利厚生の充実

図-①

● **年間払込保険料 2,100 万円** 基本保険料の2分の1と特約保険料の全額が損金(福利厚生費)に算入されます。

● **基本保険料1/2 1,000 万円** **特約保険料 100 万円**

● **満期保険金受取時** 毎事業年度に保険積立金として資産計上した金額を取り出し、満期保険金等から差し引いた金額を益金として計上します(法人税等が満期時まで繰り延べされます。)

満期保険金+契約者配当金

● **福利厚生費として損金に算入**

● **資産に計上した累積額を費用として取りくずします。**

● **満期受取額と保険積立金との差額が益金となります。**

○ 年間払込保険料については、損金算入額などの別を表示するためのものであり、実際の保険料の額ではありません。ご契約に際しては保険種類、保険金額、保険期間、加入年齢、性別等により個別に算出の上、別にお渡しする「契約概要」簿で正確な金額をご確認ください。

○ ご契約ごとに割り当てられる契約者配当金の金額は、経理情報などにより変動(増減)し、当社の収益等の状況によってはお支払いできないこともあります。なお、無配当契約(契約者配当金が無配当契約者へ配当されない契約)の特約は、契約者配当金はありません。

図-②

満期保険金 (使い方は自由自在)

例えば

- 1 役員退職慰労金の確保(資金と利益)
- 2 従業員の退職金づくり
- 3 買し取り・取引先の経営支援
- 4 設備投資
- 5 研究開発費
- 6 機械・備品の購入
- 7 今後の利益(確保・平準化) etc

○ 図-①、②は、基本保険料の2分の1相当額をそれぞれ損金に算入、資産に計上した場合の取扱いをイメージしたもので、保険の仕組みを表示したものではありません。特約保険料の部分については、図-②では記載しておりませんが、全額損金算入されることとなります。

○ 払い込んでいただく保険料の合計額は、月々の払込みで計算すると受け取りにされる満期保険金額を上回る場合があります。

○ 保険契約は、いつでも任意で解約することができます。この場合、解約返戻金がある場合は、これを保険契約にお支払いしますが、ほとんどの場合、お受け取りいただく解約返戻金の額は、お支払いいただいた保険料総額より少ない金額になります。また金がない場合もあります。

○ 商品に関する詳しい内容については、担当者がお渡しする「契約概要」等に記載されていますので、そちらと併せて必ずご覧ください。

また、ご契約のお申込みの際は、ご契約に付随する重要な事項を記載した「ご契約のしおり・約款」をお渡ししますので必ずお読みいただき、大切に保管してください。

○ ご契約に関する事情をご相談につきましては、最寄りの取扱の店舗又は担当までお尋ねください。

(注)「福利厚生プラン」とは、かんぽ生命の保険を役員・従業員の方の福利厚生のために活用いただくものとして、ご説明の用途としているもので、かんぽ生命の商品ではありません。

(注)このリポートの税制にかかわる記述は、平成20年7月現在の税務法令等に基づき記載したものです。税務上の取扱いにつきましては、個別のケースに基づき所轄の税務署で判断されることとなりますのでご注意ください。

かんぽ生命

● **福利厚生の充実**
経営者・役員・従業員の保障が得られます。

● **法人税の繰り延べ**
税制上の取扱いに基づき、基本保険料の2分の1は保険積立金として資産計上し、残りの2分の1と特約保険料は福利厚生費として損金算入され、法人税が繰り延べされます。[法人税基本通達9-3-4(3)等]

事業経営の安定

↑ 事業年度
↓ 景気の波・業績の波 (予期せぬリスク)

利益 納税
欠損 借入

保険商品の契約形態と税制上の取扱い

税制上の取扱いに基づき、基本保険料の2分の1相当額及び特約保険料が損金として扱われる条件(かんぽ生命の保険を役員・従業員の方の福利厚生のためにご活用いただく場合)

1 ご契約の保険種類

養老保険 [新フリープラン(普通養老保険)・新一病壮健プラン(特定養老保険)]
新フリープラン(2.5・10倍保障型)(特別養老保険)

2 ご契約形態

保険契約者 → 会社
被保険者 → 役員・従業員
保険金受取人 → 満期 → 会社
死亡 → 役員・従業員の遺族

3 ご加入いただく役員・従業員

役員・従業員の方の全員加入が原則です。
被保険者となられる役員・従業員の方について加入資格の有無・保険金額等に格差を設ける場合は、それが職種・年齢・勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められることが必要とされています。
(注)個々のかんぽ生命保険の保険契約としては契約形態は任意に設定できますが、税制上の取扱いにおいては契約形態には一定の条件があります。



ニコニコボックス

井上保子・小野 仁・中嶋孝一・林 靖高・原 史郎・宮澤由己・矢崎宏明・矢島
實・山岡正邦・山崎典夫・塚田保則 岡谷郵便局長様本日は卓話をよろしくお願
い致します。

瀬戸雅三 本日より入会させていただきます。どうぞよろしくお願ひ致します。
小口成人・小口泰史・尾関秀雄・笠原祥一・小松正二・白鳥修次・高木昭好・濱 透・
濱 俊弘・林 裕彦・林 靖高・藤森睦美・宮坂 伸・宮坂宥澄・矢島 實・山岡
晴男・山岸邦太郎 新入会員瀬戸雅三様を大歓迎致します。仲良くしましょう。
御本人のお誕生日の入会となりました。合わせて御祝い申し上げます。
宮坂宥洪 メガネを新調したので、よく見えるようになりました。

出席報告

会員数47名、出席者30名、出席率63.82%、前々回訂正78.26%

2010-2011年度R I テーマ
地域を育み、大陸をつなぐ
BUILDING COMMUNITIES
BRIDGING CONTINENTS

